国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年五月十一日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年五月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域	申請を行った者の名称	測量及び調査を行った者の名称
一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	鈴鹿市庄野町字御領田の一部、字倉町の一部、加佐登町字王子田の一部	三重県鈴鹿建設事務所長	三重県鈴鹿建設事務所
一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	鈴鹿市弓削町字須田の一部、字寺田の一部、字北浦の一部、平田町字椋木の一部	三重県鈴鹿建設事務所長	三重県鈴鹿建設事務所
一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	鈴鹿市津賀町字池ノ坪の一部、字東条の一部	三重県鈴鹿建設事務所長	三重県鈴鹿建設事務所

公　告

諸　事　項

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年五月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名
六三九七	八、三、一三	竹田　剛一
六三九八	八、三、一三	永瀬慎太郎
六三九九	八、三、一三	法師人　昇
六四〇〇	八、三、一三	倉重　徹義
六四〇一	八、三、一三	桶谷　洋幸
六四〇二	八、三、一三	菅沼　篤志
六四〇三	八、三、一三	増田　雄二
六四〇四	八、三、一三	吉田　浩史
六四〇五	八、三、二七	片山　卓
六四〇六	八、三、二七	細川　恒義
六四〇七	八、三、二七	齊藤栄太郎
六四〇八	八、三、二七	中内　紀和
六四〇九	八、三、二七	横田　宏
六四一〇	八、三、二七	岡田　圭一

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年五月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
九五四	井口　正	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一一三四	櫻井喜久司	八、三、二七	本人からの申請
一八三〇	家子　甲伸	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二四九九	武田　雄治	八、三、一三	本人からの申請
二五〇三	青山　三郎	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二五五一	朝長　雅寛	七、九、一〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二五五八	田中　敏智	八、三、二七	本人からの申請
二六〇二	浦野　秀義	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二七六七	藤田　納	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二九八七	池田　佳道	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三二五三	廣川　智子	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三五四〇	草深　英夫	七、九、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四四一七	山下　聡	八、三、一三	本人からの申請
四四三八	松村　保則	八、三、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和八年五月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一一四六	吉澤　孝明	八五五三	七、一二、三一

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告